
被災住宅耐震化支援の推進について (耐震化等促進事業の拡充)

地震による被害を受け、耐震性が不足している木造住宅の建替や耐震改修工事費の支援について、新たに一部損壊を対象とするもの。

1 現行の補助対象住宅

次の木造住宅で耐震診断により耐震性が不足していると認められるもの

- ・昭和56年5月以前に着工したもの
- ・り災証明で準半壊以上の被害を受け、基礎補強又は沈下傾斜対策工事を含むもの（2月に制度拡充）

2 現行の補助対象工事

- ・耐震改修工事
- ・基礎補強工事を含む建替工事（2月に制度拡充）
- ・基礎補強又は沈下傾斜対策工事を含む耐震改修工事（2月に制度拡充）

3 補助対象の拡充

液状化等により、宅地に沈下や傾斜が生じたものについては、新たに一部損壊も補助対象とする。

4 補助金額

工事費の4／5、限度額120万円

5 実施時期

令和6年4月1日から受付開始予定

【担当】建築政策課 指導審査・宅地開発係（2752）